

福 島 県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和 3 年 5 月 1 5 日 ~ 3 1 日)

福 島 県
新型コロナウイルス感染症
緊急特別対策

(令和3年5月15日～31日)

緊急特別対策

資料 6 - 3

令和 3 年 5 月 1 4 日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止、医療提供体制の崩壊を防ぐため、**県内全域**に以下の協力を要請します。

県民の皆さまへのお願い

不要不急の外出自粛

■期間 5月15日(土)～5月31日(月)

※特に、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

事業者の皆さまへのお願い

【飲食店】

○午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

■対 象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた以下の施設
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

■期 間 5月15日(土)午後8時～6月1日(月)午前5時

【全ての事業者】

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減

事業者支援

【時短営業に御協力いただいた場合】

協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

【上記以外の皆様】

○本対策により影響を受けた中小法人等に、一時金を支給

■相談窓口 福島県コールセンター

電話 024-521-8562(受付時間9時～17時)

その他の対応

○大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。

○小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。